

マネー・リザーブ・ファンド自動けいぞく投資約款

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客さま（以下「申込者」といいます。）とむさし証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の、日興アセットマネジメント株式会社の発行するマネー・リザーブ・ファンド受益権（以下「日興MR F」といいます。）の自動けいぞく投資に関する取決めです。当社は、この約款に従って日興MR Fの自動けいぞく投資契約を申込者と締結いたします。

(申込方法)

第2条

(1) 申込者は、所定の申込書に必要事項を記載のうえ、印鑑照合制度による登録印鑑と同一の印鑑を押捺し、これを当社の本店・支店及び営業所（以下「取扱店」といいます。）に提出することによって自動けいぞく投資契約を申込むものといたします。

(2) 前項のお申込は、別に定める「証券総合口座取引約款」に基づく証券総合口座取引のお申込が必要になります。

(3) 自動けいぞく投資契約が締結されたとき、当社は直ちに申込者の日興MR F自動けいぞく投資口座（以下「口座」といいます。）を設けます。

(金銭の払込)

第3条 申込者は、日興MR Fの取得にあてるため、1回の払込みにつき1円以上の金銭（以下「払込金」といいます。）をその口座に払込むことができます。

(取得時期・価額)

第4条

(1) 当社は、申込者から取得の申込みがあった日の正午以前に受入れを当社が確認できたものについては当日に、正午を過ぎて申込日の翌営業日までに払込金を受入るものについては申込日の翌営業日に、日興MR Fを申込者に代わって取得いたします。

ただし、払込金を申込日の正午以前に受入れようとする場合において、申込日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回っているときは、取得の申込みに応じないものといたします。

なお、上記の「払込金の受入れを当社が確認できたもの」とは、取扱店内で確認されたものに限りします。

(2) 前項の取得価額は、取得日の前日の基準価額といたします。

(3) 申込日の正午を過ぎて払込金を受入れた場合において、申込日の翌営業日の前日の

基準価額が1口の元本価額（1口＝1円）を下回っているときは、前項（1）及び（2）の規定にかかわらず、申込日の翌営業日以降、最初に、取得に係る基準価額（営業日の前日の基準価額）が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌日に、日興MR Fを申込者に代わって取得いたします。

（4）取得された日興MR Fの所有権並びにその分配金又は元本に対する請求権は、当該取得のあった日から申込者に帰属するものといたします。

（振替決済）

第5条 この契約により買付けられたファンドは全て、別に定める投資信託受益権振替決済口座管理約款に基づき、口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において管理いたします。

（分配金の再投資）

第6条

（1）5. の振替決済に係る日興MR Fの分配金は、前月の最終営業日（その翌日以降に取得した場合には当該取得日）から当月の最終営業日の前日までの分を、当月の最終営業日に申込者に代わって当社が受領のうえ、当該申込者の口座に繰入れ、その全額をもって当該最終日の前日の基準価格で、日興MR Fを申込者に代わって取得いたします。

（2）当月の最終営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回ったときは、前項（1）の規定にかかわらず、当月最終営業日以降、最初に取得日となる営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）に復した日の翌営業日に日興MR Fを申込者に代わって取得いたします。

（返還）

第7条

（1）当社は、自動けいぞく投資契約に基づく日興MR Fについて、申込者からその返還を請求されたときに返還いたします。この場合、当該請求に係る日興MR Fについては、正午以前に返還請求を行い当日にそのお受取を希望される場合は当日をお支払日とし、正午を過ぎて返還請求を行ったとき、又は正午以前に返還請求を行い翌営業日のお受取を希望されたときは、翌営業日をお支払日として、お支払日の前日の基準価格により、これを換金し、その金銭の引渡しをもって返還に代えるものといたします。

（2）前項（1）の換金に係る日興MR Fについて、前月の最終営業日（それ以後取得分については取得日）からお支払日の前日までの決済の分配金は、全部返還の請求があった場合を除き、換金代金と一緒に支払いたしません。

（3）前項（1）の請求は、所定の手続きによってこれを行うものとし、当社は登録印の押捺された所定の受領書と引換えに、取扱店にて申込者に返還いたします。

(キャッシング (即日引出))

第8条

(1) 申込者は、前条の正午を過ぎての返還請求に基づき当社が引渡すべき金銭相当額について、返還請求日当日にお受取りを希望されるときは、次の方法 (以下「キャッシング」といいます。) によります。

①キャッシングの申込みがあった場合、当社は、日興MR Fの残高に基づき下記の返還可能金額、又は 200 万円のうち、いずれか少ない金額を限度として、日興MR Fを担保に、金銭を貸し出すことができます。ただし、申込者の取引状況等により貸出しをしない場合もあります。なお、返還可能金額は次の計算式により算出します。

返還可能金額=保有口数×基準価格

②前号のキャッシング申込日に、当社は、当該請求日の前日までの計算に基づき、前号のキャッシングの貸出しによる金銭に相当する日興MR Fについて当該貸出しの担保としてその受益権に質権を設定すると同時に、前条の換金手続きを行います。

③前号の換金手続きに基づく金銭の受渡日には、この金銭をもって自動的に貸出残高全額の返済に充当します。当該金銭とは別に前号の返還手続きに係る日興MR Fについての、キャッシング申込日から当該受渡日の前日までの分配金から源泉税相当額を差引いた金額は、次の計算式により算出し、貸出金利として当社がもらいます。

(返還に係る日興MR Fのキャッシング申込日の翌営業日の前日までの分配金-キャッシング申込日前日の分配金) (A) -源泉税相当額{ (A) × (所得税率+住民税率) }

(なお、当該貸出金利に相当する分配金の明細は申込者にお知らせしないことがあります。)

④当社は、第 2 号の換金を行う際の基準価格が、当初設定時の 1 口の元本価額 (1 口= 1 円) を下回ったときは、第 2 号の換金手続きに基づく金銭と第 1 号のキャッシングの貸出しによる金銭及びその利息との差額を、申込者に請求できるものとします。

(2) 前項の申込は所定の手続きによってこれを行うものとし、当社は登録印の押捺された所定の受領書と引換えに取扱店において申込者に金銭をお引渡しいたします。

(解約)

第9条

(1) 自動けいぞく投資契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。

① 申込者から解約の申出があったとき。

② 当社が、日興MR Fの累積投資業務を行うことができなくなったとき。

③ 日興MR Fが償還されたとき。

④ 別に定める「証券総合口座取引約款」に基づく証券総合口座取引が解約されたとき。

(2) 当社は、引続き 3 ヶ月をこえて、5. の振替決済に係る日興MR Fの残高がない自動け

いぞく投資契約については、これを解約させていただくことがあります。

(3) 自動けいぞく投資契約が解約されたとき、当社は遅滞なく保管中の日興MR F及び分配金を7.に準じて取扱店において申込者に返還いたします。

(申込事項等の変更)

第10条

(1) 改名、転居及び登録印の変更など申込記載事項に変更があったときは、申込者は所定の手続きによって遅滞なく当社に届出いただきます。

(2) 前項のお届出があったとき、当社は、戸籍抄本、印鑑証明書、その他必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

(その他)

第11条

(1) 当社は、自動けいぞく投資契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。

(2) 当社は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。

- ① 登録印の押捺された所定の領収書と引換えに、この契約に基づく日興MR F又は分配金を返還した場合。
- ② 印影が届出印と相違するために、自動けいぞく投資契約に基づく日興MR F又は分配金を返還しなかった場合。
- ③ 天災地変その他不可抗力により、自動けいぞく投資契約に基づく日興MR Fの取得若しくは日興MR F又は分配金の返還が遅延した場合。

(3) この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

附 則

この約款は、2019年6月15日より適用させていただきます。

以 上